

(別記1)

補助金交付の対象となる経費（活路開拓事業）

科 目	支出範囲	留意事項
謝 金		
委員手当	専門家委員が委員会に出席したとき支給する手当	○同日に複数の委員会を開催した場合は1回分のみ補助対象 ×業界側委員への支出は補助対象外
専門家謝金	・ 専門家委員及び外部専門家が実地調査を実施したときに支給する謝金 ・ 委員会において外部専門家の意見を聴取する場合の謝金	×業界側委員への支出は補助対象外
講師謝金	専門家委員、外部専門家が成果普及講習会（中間報告会）の講師を行ったとき支給する謝金	×委員会に関与のない専門家等への支給は補助対象外 ×業界側委員、事務局専従役職員及び委託先への支出は補助対象外
旅 費	*詳細は、巻末「中小企業組合等課題対応支援事業の旅費支給に関する内規」（115頁）参照。	×ガソリン代は補助対象外
委員旅費	委員が委員会に出席するための旅費	○業界側委員への支出は補助対象
専門家旅費	・ 専門家委員及び外部専門家が実地調査実施時の旅費（展示会等求評調査を含む） ・ 外部専門家が委員会に出席するための旅費	
調査旅費	業界側委員が実地調査を実施する場合の旅費	
講師旅費	専門家委員、外部専門家及び業界側委員が、成果普及講習会の講師として出席するための旅費	×委託先への支出は補助対象外 *組合等事務局が成果普及講習会等で説明を行った際の旅費は「職員等旅費」に該当
職員等旅費	・ 組合等の事務局専従役職員（委員を除く）が委員会、国内展示会の出展に係る主催者による出展者説明会又は開催に係る会場との打合せのための旅費 ・ 成果普及講習会（中間報告会）を運営するための旅費 ・ 実地調査に同行するための旅費	*委員に就任している場合は「委員旅費」や「調査旅費」に該当 ○説明会・打合せは、会場ごと1回のみ補助対象
会議費	委員会の飲料代	×単なる打合せの際の会議費、食事代及び菓子代は補助対象外

会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会、展示会及び成果普及講習会等の会場借上料等 ・展示会等の出展料等（オンライン展示会（バーチャル展示会）に出展する費用含む） 	<p>×自前の会議室、借室料の基準が料金表等により明確にされていない、出展料等の基準が料金表等により明確にされていない場合は、それぞれ補助対象外</p>
資料費	委員会、展示会等で使用する資料のコピー代等	
印刷費	アンケート調査票、成果報告書等を外部の印刷会社等に発注する経費	
借損料	委員会及び成果普及講習会（中間報告会）、研究開発や展示会等において使用する機器等を、期間を限定して賃借する経費	
車両借上費	バスまたはワゴンタクシー等により、実地調査等で調査同行実施者が一団で移動するために車両を借り上げる経費	<p>○用途、補助対象者数にみあう区間、時間、車両または台数が補助対象</p> <p>×ガソリン代、保険料は補助対象外</p> <p>*積算内訳に区間を明示</p>
原稿料	<ul style="list-style-type: none"> ・成果報告書を作成するために、委員等及び組合等事務局が執筆する原稿作成に対する謝金 ・翻訳料 	<p>×委員会資料として委員等が執筆した原稿、委託先が執筆する原稿は補助対象外</p>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催通知、調査票、成果普及講習会（中間報告会）の開催案内等の送料 ・成果普及講習会で使用する教材等を会場へ運搬する経費 ・展示物を展示会等の会場へ搬入・搬出するための経費 	<p>○書面調査等の返送用の費用のうち、受領分は補助対象</p> <p>×本会への通信運搬費は対象外</p> <p>×通信運搬費において、タクシー代、レンタカー代、保険料は補助対象外</p>
雑役務費	調査票の発送・集計や成果普及講習会（中間報告会）の開催等のアルバイト代	<p>×長期雇用のアルバイト代、本事業の事務作業にかかる作業のアルバイト代は補助対象外</p>

外注費		
集計費	アンケート調査票を外部に依頼して集計するための経費	
会場設営費	試供・求評で展示会等に要する会場等の設営等にかかる経費	○主催者等が直接補助事業者に請求するものに限り補助対象 ×インターネット等の電話回線使用料は補助対象外
広告宣伝費	試供・求評等で、本事業内で試作等した製品等を広報するため、チラシ、ポスター、パンフレット等を作成する経費	×新聞、テレビ、ラジオ等への広告は補助外
試作費	本事業の目的を達成するために必要な試作を行う経費	
加工費	既存の製品等を加工する際の経費	
実験費	開発製品等を実験する際の経費	
設計費	製品開発等を行う際、構造やデザイン等の設計にかかる経費	
製造・改良・据付費	製品開発を行うための機器等の製造や改良、据付に係る経費	
委託費	委員会・組合等では実施できない専門分野の業務を外部専門業者・機関等に業務委託する経費	
原材料費	試作・実験等、本事業の目的を達成するために必要な原材料の購入費	
燃料費	機械装置や実験機器を稼働させる際の燃料代	○本事業に要するものに限り補助対象
機械装置等購入費	試作・改造等を行う場合の機械装置等及びその備品の購入経費	* 補助金額の2分の1が上限 * 補助事業以外への転用不可 * 機械装置等や備品を購入した際は台帳を設けて管理 * 処分時は本会の承認が必要
光熱費	展示会等で使用する水道・ガス・電気代	○主催者及び借り上げた会場等が直接補助事業者に請求するものに限り補助対象 ×インターネット等の電話回線使用料は対象外

(別記2)

補助金交付の対象となる経費（展示会等出展・開催）

科 目	支出範囲	留意事項
謝 金		
委員手当	専門家委員が委員会に出席したとき支給する手当	○同日に本委員会、小委員会を開催した場合は1回のみ補助対象 ×業界側委員への支出は補助対象外
専門家謝金	・ 専門家委員及び外部専門家が展示会等で調査した際の謝金 ・ 委員会において外部専門家の意見を聴取する場合の謝金	×業界側委員への支出は補助対象外
旅 費	*詳細は、巻末「中小企業組合等課題対応支援事業の旅費支給に関する内規」（115頁）参照。	×ガソリン代は補助対象外
委員旅費	委員が委員会に出席するための旅費	○業界側委員への支出は補助対象
専門家旅費	・ 専門家委員及び外部専門家が展示会等で調査を実施した際の旅費 ・ 外部専門家が委員会に出席するための旅費	
調査旅費	業界側委員等が展示会等で調査を実施する場合の旅費	
職員等旅費	・ 組合等の事務局専従役職員（委員を除く）が、委員会、国内展示会の出展に係る主催者による出展者説明会又は開催に係る会場との打合せ ・ 展示会等を運営するためや展示会等に同行するための旅費	*委員に就任している場合は「委員旅費」や「調査旅費」に該当 ○説明会・打合せは、会場ごと1回のみ補助対象
会 議 費	委員会の飲料代	×食事代及び菓子代ならびに事前打合せ時の会議費は補助対象外
会場借料	委員会及び展示会等の会場借上料、展示会等の出展料、小間代（オンライン展示会（バーチャル展示会）に出展する費用含む）	×自前の会議室を使用した場合や貸会議室であっても借室料の基準が料金表等により明確にされていない場合は対象外
資料費	委員会や展示会等で使用する資料のコピー代等	
印刷費	アンケート調査票、成果報告書等を外部の印刷会社等に発注する経費	
借損料	委員会及び展示会等において使用する機器等を賃借する経費	×レンタカー代は補助対象外

原稿料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果報告書を作成するために委員等及び組合等の事務局が執筆する原稿作成に対する謝金 ・ 翻訳料 	×委託先が委託業務にかかる報告書を作成するために執筆する原稿、委員会資料として委員等が執筆した原稿は補助対象外
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会開催通知、展示会等の来場者通知等の郵送料 ・ 展示物を展示会等会場へ搬入・搬出するための経費 	×保険料、タクシー代、レンタカー代は補助対象外
雑役務費	調査票の集計や展示会等の出展・開催等のアルバイト代	○実働1日8時間を限度として補助対象 ×長期雇用のアルバイト代、本事業の事務作業にかかる作業のアルバイト代は補助対象外
光熱費	展示会等において消費する水道・ガス・電気代	
外注費		
集計費	アンケート調査票を外部に依頼して集計するための経費	
会場設営費	展示会等における水道・ガス・電気の一次幹線工事及び小間内の二次工事にかかる経費、小間の装飾にかかる経費等	○主催者及び借り上げた会場等が直接補助事業者に請求するものにより補助対象 ×インターネット等の電話回線使用料は補助対象外
広告宣伝費	展示会等の案内及び展示会会場等で使用するチラシ、ポスター、パンフレット及びパネル等を作成する経費や、主催者等が作成する出展者一覧等への掲載料	×新聞、テレビ、ラジオ、地域のコミュニティ誌、インターネット等への広告は補助対象外
委託費	委員会・組合等では実施できない専門分野の業務を外部専門業者・機関等に業務委託する経費	